

令和6年度出水市鶴の恩返し奨学生予約募集要項

1 募集期間

令和5年5月22日(月)から同9月12日(火)まで (土日・祝日を除く。)

2 利子 無利子

3 応募資格

奨学金の種類	応募資格	
修学資金	学校教育法に規定する ^{※1} 大学院、大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校（専門課程）または高等専門学校に在学または進学しようとする者	<ul style="list-style-type: none"> ・学業^{※2}および人物が優秀かつ健康である者 ・申込日において、保護者が本市に3年以上継続して在住している者 ・学資の支払いが困難と認められる者^{※3}
入学一時金	学校教育法に規定する ^{※1} 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学または専修学校（専門課程）に進学しようとする者	

※1 学校教育法に規定されない学校は対象となりません。

※2 最近2か年における全履修教科・科目の評定平均値が5段階評価で概ね3.5以上 (技能・スポーツにおいて特に秀でた能力を有する者については、この限りでない。)

※3 鹿児島県育英財団における基準に準ずる

家計基準額（市町村民税所得割額）	奨学金貸与
215,100円未満	貸与対象
215,100円以上	貸与対象外

※ 申込者本人及びその生計維持者（父及び母又はこれに代わって家計を支えている者）の令和5年度市町村民税額のうち所得割の合計額（ふるさと納税・住宅ローン控除等の税額控除を受ける前の額）が、215,100円未満であること。

なお、市税等に滞納がある場合は、対象外となることがありますので御了承ください。

4 貸与額

奨学金の種類	学校区分	貸与額
修学資金	高等専門学校（1～3年次）	月額2万円以内
	大学院、大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校（4・5年次）	月額4万円以内
入学一時金	大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校（専門課程）	一括50万円以内

5 奨学金の返還方法

大学等の卒業1年後から10年以内に月賦で返還（無利子）していただきます。なお、修学資金と入学一時金の両方を返還する場合、13年以内に月賦で返還することとなります。

6 申込に必要な書類

(1) 奨学金貸与申込書(第1号様式)

ア 記入例を参考に必要事項を正確に記入してください。

イ 裏面に本人および保護者が自署および押印してください。

(2) 奨学金貸与申込理由書(第2号様式)

奨学金の貸与を受けようとする者が、自筆により申込みの動機等について、具体的に記入してください。

(3) 奨学生推薦調書(第3号様式または第4号様式) ※学校側で記入

対象者	様式	備考
高校3年生	第3号様式	A欄「各教科・科目の学習の記録」については、 <u>1・2年の成績を記入</u> してください。A欄は学業成績証明書※ ¹ の添付をもって代えることができます。
上記以外の方	第4号様式	大学等に既に在学している場合は、現在の学年の前学年の学業成績証明書※ ² を添付してください。

※1 学業成績証明書は学校長が発行したものとします。

※2 現在大学等2年以上の方は、前学年の学業成績証明書。

現在大学等1年の方は、高等学校在学時の2・3年の学業成績証明書。

【注意】証明には10日以上かかる場合がありますので、余裕をもって学校へ依頼してください。

(4) 同意書

奨学生候補者の選考に伴い、世帯の課税資料等を確認するため、同意書の記入をお願いします。

7 申込先

(1) 出水市役所 4階 教育総務課にお申し込みください。

(2) 郵送先 〒899-0292 出水市緑町1番3号
出水市教育委員会 教育総務課 宛

※ 封筒に「親展」と朱書きし、「奨学金貸与申込書在中」と記入してください。

8 奨学生候補者の決定

選考委員会の審査を経て候補者を決定し、10月中旬に保護者へ通知します。(15人を奨学生候補者として選出する予定です。)

詳細については、「出水市奨学生の選考の基準等に関する要綱」を御確認ください。

候補者としての決定後、教育委員会が指定する日までに次の書類を提出することをもって奨学生に採用されます。

種類	必要書類	
修学資金	在学証明書	誓約書（第6号様式）
入学一時金	合格通知書	奨学金振込口座届（第7号様式）

※ 奨学金の貸与にあたり、保護者および保護者以外の連帯保証人（奨学生と同一生計でなく、返済能力があると認められる者）が必要となります。

9 奨学金の返還支援補助及び免除について

(1) 対象者（次のいずれにも該当する者）

奨学金の種類	対象者	
修学資金 (補助制度)	大学等を卒業後1年以内に本市に居住し、補助金交付申請日においても引き続き居住する者で、本市または本市外に就労する者	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が貸与した奨学金を計画通り返還している者 ・市税等を滞納していない者 ・本市が貸与する奨学金以外の奨学金の貸与を受けた者で、その奨学金の返還について、国県その他の公的機関から助成金等の支援を受けていない者 ・公務員でない者
入学一時金 (免除制度)	大学等を卒業後1年以内に本市に居住し、申請日以後、本市または本市外に就労の実態が3年間継続している者	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員でない者

(2) 修学資金の返還支援補助金の額

修学資金の年度ごとの返還済額に申請年数に応じた補助率を乗じた額
 補助率：申請年数1年目は10%、その後1年ごとに10%ずつ上乗せ
 （10年目は100%）

【補助金の例】

大学に進学し、月額4万円の貸与を4年間（貸与総額192万円）受けた奨学生が、卒業後すぐに出水市に居住し、上記(1)の修学資金の補助要件を満たした場合、10年間で合計1,056,000円（返還総額の55%）を補助金として交付。

(3) 入学一時金の免除の額

全額免除（免除申請以後、免除要件を満たす期間は返還を猶予し、3年経過後免除します。）

10 その他

募集要項や申込書類については、出水市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは出水市教育委員会教育総務課にお問い合わせください。（直通電話 63-4078）



奨学金制度



返還補助・免除制度

※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。